

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和元年12月12日(木) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 10名中10名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利
久 山 英 之 藤 澤 美 芳
4. 農地利用最適化推進委員
山 本 満 政 服 部 千 敏 松 尾 頼 男 山 崎 徹
立 岡 元 岡 崎 浩 福 池 正 美 射 越 誠 一
山 本 祐 章 茂 成 和 延
5. 議事に参与した者
事務局長 服部 博昭
事務局 蒲 直之
事務局 溝邊 和典
6. 議事内容
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和元年度瀬戸内市農業委員会、第9回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。だんだんと冬らしくなってきた中、みなさんお集まりいただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので適正なる審査、ご意見のほどよろしくお祈いします。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお祈いします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに石黒委員、久山委員、よろしくお祈いします。
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「牛窓町牛窓■■■■■■■ ■■ ■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■■■■ ■■ ■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓1891-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は899㎡。「牛窓町牛窓1895」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は672㎡。「牛窓町牛窓1917」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は2,958㎡。「牛窓町牛窓1987-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,739㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は23,275㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は、「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人が耕作、維持管理をしており、今後も同様に譲受人の「■■ ■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「岡山市中区桑野■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。
譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■■ ■■ ■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓2258」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は601㎡。譲受人の農地までの距離は20km。耕作面積は15,241.31㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が耕作、維持管理をしていましたが、今後は、譲受人の「■■ ■■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、事務局と担当委員の山本委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「岡山市東区東幸西■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓4815」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は231㎡。「牛窓町牛窓4817-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は196㎡。譲受人の農地までの距離は1.8km。耕作面積は8,390㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで耕作放棄地となっておりましたが、今後は、譲受人の「■■■ ■■■」さんが「畑」として耕作、維持管理を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の服部委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「牛窓町牛窓■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「岡山市東区豊田■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。

■■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜3594」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は152㎡。譲受人の農地までの距離は2.7km。耕作面積は61,221㎡となっております。家族数は4名、耕作者数は1名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人が耕作、維持管理をしており、今後も同様に譲受人の「■■■■ ■■■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松尾委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■■■ ■■■」。譲渡人「邑久町山田庄■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町山田庄455-1」。登記地目は「田」。現状地目は「畑」。面積は226㎡。譲受人の農地までの距離は1.4km。耕作面積は7,777㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕

作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が維持管理をしていましたが、今後は、譲受人の「■■■ ■■■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の立岡委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「長船町土師■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「埼玉県東松山市大字松山■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町土師700-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は341㎡。「長船町土師701」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は107㎡。譲受人の農地までの距離は1m。耕作面積は5,738㎡となっております。家族数は2名、耕作者数は1名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人が維持管理をしていましたが、今後は、譲受人の「■■ ■■」さんが「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【7番案件】

譲受人「長船町福岡■■■■■■■■ ■■■ ■■■■■ ■■■」。譲渡人「奈良県奈良市西登美ヶ丘■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町福岡963-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,295㎡。譲受人の農地までの距離は40m。耕作面積は12,117㎡となっております。家族数、耕作者数いずれも3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲受人が耕作、維持管理をしており、今後も同様に譲受人の「■■■ ■■」さんが「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。な

お、事務局と担当委員の山本委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番、2番案件について、担当の山本委員、お願いします。

山本委員 1番案件と2番案件についてご説明させていただきます。1番案件について、譲受人の■■■さんは譲渡人の娘婿です。現在譲渡人の農地を■■■さんが耕作しており、今回贈与により名義を■■■さんにするものです。特に問題はないと思います。2番案件について、申請地は、現在譲渡人が管理をしていますが、今後も耕作する見込みはないため譲受人である■■■さんに贈与するものです。特に問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番案件について担当の服部委員、お願いします。

服部委員 3番案件についてご説明します。譲渡人の■■■■■さんは、平成15年に申請地を相続しましたが、長年、耕作放棄地となり、高齢で管理もままならないので、隣地所有の譲受人である■■■さんに譲渡することが決まったそうです。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、担当の松尾委員、お願いします。

松尾委員 4番案件についてご説明します。譲受人の■■■さんと譲渡人の■■■さんは親戚で、これまでも■■■さんが耕作をしていましたが、今回贈与の話がまとまったそうです。問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、5番案件について担当の立岡委員、お願いします。

立岡委員 5番案件についてご説明します。申請地は現在耕作されておらず、管理のみとなっています。今後は譲受人の■■■さんが耕作をするということで話がまとまったそうです。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、6番案件について担当の射越委員、お願いします。

射越委員 6番案件についてご説明します。譲受人の■■■■■さんと譲渡人の■■■■■さんは兄弟です。■■■さんは県外に出ており、今後も帰る予定がないとのことで、■■■さんに耕作してもらうことで話がまとまりました。ご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、7番案件について担当の山本委員、お願いします。
- 山本委員 7番案件についてご説明します。申請地は譲受人の■■■さんが営む牛舎横の農地で、これまでも■■さんが耕作をしていましたが、譲渡人と譲渡の話がまとまり申請に至りました。特に問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
(意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
(賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案資料2頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。
【1番案件】
申請人「邑久町福山■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町福山220-1」。地目は「田」。面積は508㎡。転用目的は「農業用機械置場」。施設の概要は「農業用機械置場 508㎡」。農地区分は農用地で10aあたりの収量は米420kg。資金は自己資金が■■となっております。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域内農地です。場所につきましては、資料5頁目をご覧ください。今城コミュニセンタから北東に約320mの所に位置しております。
以上、事務局からの説明を終わります。
- 議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、岡崎委員、お願いします。
- 岡崎委員 1番案件についてご説明します。申請人が所有する農業用機械は、現在山際の土地で保管していますが、勾配がきつく出入口も狭いことから今回新たに申請地を農業用機械置場に転用しようと計画されています。申請地は宅地に挟まれており、耕作が不向きなところとなっており、農業用の用途で使用するというので、問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

区域外農地です。場所につきましては、資料7頁目をご覧ください。
浄化センターから北へ約330mの所に位置しております。

【3番案件】

譲受人「神奈川県藤沢市辻堂神台二丁目2-26～901 不動産業
ハロー89株式会社 代表取締役 柳生 憲秀」。譲渡人「長船町土
師■■■■■■ ■■ ■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町土
師26-1」。地目は「田」。面積は355㎡。「長船町土師26-
7」。地目は「田」。面積は245㎡。「長船町土師26-8」。地
目は「田」。面積は44㎡。転用目的は「太陽光発電施設」。施設の概
要は「太陽光発電施設 644㎡」。農地区分は第3種農地で10a
あたりの収量は米480kg。資金は自己資金が■■となっており
ます。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので、10a
あたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につ
きましては、資料8頁目をご覧ください。JR長船駅から南へ約29
0mの所に位置しております。

【4番案件】

譲受人「神奈川県相模原市緑区大山町1番1号 製造業 スリーボン
ドファインケミカル株式会社 代表取締役 土田 耕作」。譲渡人
「倉敷市亀山■■■■■■■■ ■■ ■■ ■」。土地の所在地は
「長船町服部1279-1」。地目は「田」。面積は640㎡。転用
目的は「露天資材置場」。施設の概要は「資材置場 640㎡」。農地
区分は第2種農地で10aあたりの収量は米480kg。資金は自己資
金が■■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有
権移転によるもので、10aあたり■■となっております。また、農
用地区域外農地です。場所につきましては、資料9頁目をご覧ください。
長船カントリーエレベーターから北西へ約690mの所に位置し
ております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続き
まして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件につ
いて、山崎委員、お願いします。

山崎委員 1番案件についてご説明します。申請地は瀬戸内市の中心地に位置し
ており、すぐ南にはブルーラインの瀬戸内ICがあり交通の便もよく住
宅化が進んでいるところです。今回申請地に建売分譲住宅を4棟建設
するということで、隣地同意や排水の協議等も整っているので、特に
問題は無いと思います。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、福
池委員、お願いします

- 福池委員 2番案件についてご説明します。譲受人の■■さんは申請地に隣接する作業場で刀を造っていますが、慢性的に来客者用の駐車スペースや資材置場が不足しているため、譲渡人と話がまとまり申請に至りました。特に問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番案件について、射越委員、お願いします
- 射越委員 3番案件についてご説明します。申請地はこれまで譲渡人の■■さんが耕作をされていましたが、高齢のため今後も続けていくことが難しく、加えて周囲が宅地に囲まれており赤穂線の線路横で耕作しにくいということで、今回太陽光発電施設に転用するという事で譲受人と話がまとまりました。排水同意も得られており、特に問題はないと思ひます。ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、茂成委員、お願いします
- 茂成委員 4番案件についてご説明します。譲受人のスリーボンドが事業で使用するドラム缶などを保管する資材置場が不足しているということで、隣地である申請地所有の■■さんと話がまとまり申請に至りました。特に問題はないと思ひます。ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。
【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】
- 議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 今後の予定を申し上げます。1月の総会は1月15日(水)に瀬戸内市役所2階大会議室で開催予定です。全員召集を予定しておりますのでよろしくをお願いします。2月の総会は2月13日(木)に開催予定です。よろしくをお願いします。事務局からは以上です。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和元年度12月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前9時54分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和元年12月12日

議長

署名委員

署名委員